

目 次

規則

平成21年12月に支給する期末手当の特例に関する規則を廃止する規則

平成22年12月に支給する期末手当の特例に関する規則

津市職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

津市国民健康保険診療所の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

告 示

住民票の職権消除及び公示送達

住民票の職権消除及び公示送達

住民票の職権消除及び公示送達

住民票の職権消除及び公示送達

住民票の職権消除及び公示送達

住民票の職権消除及び公示送達

住民票の職権消除及び公示送達

放置自転車等の撤去及び保管

公示送達

国民健康保険被保険者証の無効

公示送達

地縁による団体の認可

放置車両の移動及び保管

放置車両の移動及び保管

公 告

犬の抑留

犬の抑留

津市農業振興地域整備計画の変更

平成22年11月分津市農用地利用集積計画の決定

津市農業振興地域整備計画の変更

開発行為に関する工事の完了

水道局告示

津市水道局指定給水装置工事事業者の指定

津市水道局指定給水装置工事事業者の指定

選挙管理委員会告示

選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び6分の1の数並びに3分の1の数

選挙人名簿からの抹消者

監査委員告示

監査結果の公表

住民監査請求監査の結果の公表

住民監査請求監査の勧告に対する措置内容の公表

※ 目次には、J I S 第一・第二水準範囲内の文字を使用しています。

平成 21 年 12 月に支給する期末手当の特例に関する規則を廃止する規則をここに公布する。

平成 22 年 12 月 1 日

津市長 松 田 直 久

津市規則第 46 号

平成 21 年 12 月に支給する期末手当の特例に関する規則を廃止する規則

平成 21 年 12 月に支給する期末手当の特例に関する規則（平成 21 年津市規則第 37 号）は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

平成22年12月に支給する期末手当の特例に関する規則をここに公布する。

平成22年12月1日

津市長 松 田 直 久

津市規則第47号

平成22年12月に支給する期末手当の特例に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、津市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成22年津市条例第43号。以下「平成22年改正給与条例」という。）附則第2条の規定による平成22年12月に支給する期末手当に関し必要な事項を定めるものとする。

（減額改定対象職員となった者の平成22年改正給与条例附則第2条第1号の給料等の月額算定の基準となる日の特例）

第2条 平成22年改正給与条例附則第2条第1号の規則で定める日は、平成22年4月2日（同日から同年12月1日（同月に支給する期末手当について平成22年改正給与条例第1条の規定による改正後の津市職員の給与に関する条例第32条第1項後段又は第41条第6項の規定の適用を受ける職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日。以下「基準日」という。）までの期間において新たに職員となった日がある場合は当該日（当該日が2以上あるときは、当該日のうち最も遅い日））から基準日までの期間における減額改定対象職員（同号に規定する減額改定対象職員をいう。以下同じ。）となった日のうち最も早い日とする。

（在職しなかった期間等がある職員の平成22年改正給与条例附則第2条第1号の月数の算定）

第3条 平成22年改正給与条例附則第2条第1号の規則で定める期間は、次に掲げる期間とする。

- (1) 職員として在職しなかった期間
- (2) 休職期間（地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「地公法」という。）第28条第2項の規定により休職にされていた期間（給料の全額を支給された期間を除く。）をいう。）、派遣期間（津市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成18年津市条例第37号）第2条第1項の規定により派遣されていた期間（給料の全額を支給された期間を除く。）をいう。）

く。)をいう。)、育児休業期間(地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)第2条の規定により育児休業をしていた期間をいう。))又は育児短時間勤務等期間(育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務及び同法第17条の規定による短時間勤務をしていた期間をいう。))

(3) 停職期間(地公法第29条の規定により停職にされていた期間をいう。))

(4) 育児休業法第19条第2項又は津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成18年津市条例第34号)第16条第3項の規定により給与を減額された期間

(5) 津市職員の給与に関する条例(平成18年津市条例第42号)第38条の規定により給与を減額された期間

(6) 減額改定対象職員以外の職員であった期間。

2 平成22年改正給与条例附則第2条第1号の規則で定める月数は、平成22年4月からこの規則の施行の日の属する月の前月までの各月のうち次のいずれかに該当する月の数とする。

(1) 前項第1号、第2号、第4号又は第6号に掲げる期間のある月

(2) 前項第3号又は第5号に掲げる期間のある月(前号に該当する月を除く。))

であって、その月について支給された給料の額が平成22年改正給与条例附則第2条第1号に規定する合計額に100分の0.28を乗じて得た額(第5条において「附則第2条第1号基礎額」という。))に満たないもの(減額改定対象職員の範囲)

第4条 平成22年改正給与条例附則第2条第1号に規定する「職員であって適用される給料表並びにその職務の級及び号給がそれぞれ次の表の給料表欄、職務の級欄及び号給欄に掲げるものであるもの」とは、適用される給料表並びにその職務の級及び号給がそれぞれ同号の表の給料表欄、職務の級欄及び号給欄に掲げる者のうち、平成22年改正給与条例附則第13項の規定が施行されていたとした場合においても同項の規定の適用を受けず、かつ、津市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成18年津市条例第298号)附則第7条の規定の適用を受けない職員とする。

(端数計算)

第5条 附則第2条第1号基礎額又は平成22年改正給与条例附則第2条第2号に掲げる額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、平成22年12月に支給する期末手当の特例の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

津市職員の給与の支給に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年12月1日

津市長 松 田 直 久

津市規則第48号

津市職員の給与の支給に関する規則等の一部を改正する規則

(津市職員の給与の支給に関する規則の一部改正)

第1条 津市職員の給与の支給に関する規則(平成18年津市規則第26号)の一部を次のように改正する。

第7条の次に次の1条を加える。

(減額支給対象職員に係る管理職手当の支給額)

第7条の2 条例附則第13項の規定により給与が減ぜられて支給される職員(第39条の2において「減額支給対象職員」という。)の管理職手当の月額、前条第1項及び第4項の規定にかかわらず、それぞれ同項の規定による額に100分の98.5を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

第9条第3項中「第39条」の次に「並びに条例附則第13項第2号から第4号まで及び第15項」を加える。

第37条に次の1項を加える。

2 前項に定めるもののほか、次に掲げる額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(1) 条例附則第13項第3号に規定するそれぞれその基準日現在において同項の特定職員が受けるべき給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額(条例第32条第5項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に第23条第2項に定める割合を乗じて得た額を加算した額)(条例附則第13項第1号の最低号給に達しない場合にあっては、同項第3号に規定するそれぞれその基準日現在において同項の特定職員が受けるべき給料月額減額基礎額(同項第1号の給料月額減額基礎額をいう。)及びこれに対する地域手当の月額の合計額(条例第32条第5項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に第23条第2項に定める割合を乗じて得た額を加算した額))

(2) 条例附則第13項第4号に規定する勤勉手当減額対象額（同項第1号の最低号給に達しない場合にあっては、勤勉手当減額基礎額）

第39条の次に次の1条を加える。

（条例附則第13項の規定により減ずる額の日割計算）

第39条の2 月の中途において、減額支給対象職員以外の者が減額支給対象職員となった場合又は減額支給対象職員が、減額支給対象職員以外の職員となった場合、離職した場合若しくは第5条第1項各号に掲げる場合に該当した場合におけるその月の条例附則第13項各号（第3号及び第4号を除く。）に定める額に相当する額の計算は、日割計算による。

附則に次の1項を加える。

（条例附則第13項の規定の適用を受けない職員）

9 条例附則第13項の規則で定める職員は、市長が別に定める。

（平成18年改正給与条例附則第7条の規定による給料に関する規則の一部改正）

第2条 平成18年改正給与条例附則第7条の規定による給料に関する規則（平成18年津市規則第271号）の一部を次のように改正する。

第2条中第8号を削り、第9号を第8号とする。

第3条中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号を第5号とする。

第4条第1項中「前条第6号」を「前条第5号」に改め、「差額に相当する額」の次に「（津市職員の給与に関する条例（平成18年津市条例第42号。以下「給与条例」という。）附則第13項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあっては、当該額に100分の98.5を乗じて得た額）」を加え、同項第1号中「第5号」を「第4号」に、「者」にあっては、」を「者」にあっては」に、「100分の99.76」を「100分の99.59」に、「（その」を「とし、基準日において減額改定対象職員以外の者」にあっては当該給料月額に相当する額に100分の99.83を乗じて得た額とし、それらの」に、「額）」を「額とする。」に改め、同項第2号中「第5号」を「第4号」に、「あつては、」を「あつては」に、「100分の99.76」を「100分の99.59」に、「（その」を「とし、基準日において減額改定対象職員以外の者」にあっては当該給料月額に相当する額に100分の99.83を乗じて得た額とし、それらの」に、「額）」を「額とする。」に改め、同項第3号ア中「あつては、」を「あつては」に、「100分の99.76」を「100分の99.59」に、「額）」を「額、基準日にお

いて減額改定対象職員以外の者にあつては当該給料月額に相当する額に100分の99.83を乗じて得た額)に」に改め、同号イ中「あつては、」を「あつては」に、「100分の99.76」を「100分の99.59」に、「(その)」を「とし、基準日において減額改定対象職員以外の者にあつては当該給料月額に相当する額に100分の99.83を乗じて得た額とし、それらの」に、「額)」を「額とする。」に改め、同項第4号を削り、同項5号を同項第4号とし、同条第2項中「相当する額」の次に「(給与条例附則第13項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあつては、当該額に100分の98.5を乗じて得た額)」を加える。

第5条第1項中「100分の99.76」を「100分の99.59」に、「(その)」を「とし、これらの者以外の者にあつては当該給料月額に相当する額に100分の99.83を乗じて得た額とし、それらの」に、「額)」を「額とする。」に、「第3条第6号」を「第3条第5号」に改め、「差額に相当する額」の次に「(給与条例附則第13項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあつては、当該額に100分の98.5を乗じて得た額)」を加える。

第6条を第7条とし、第5条の次に次の1条を加える。

(端数計算)

第6条 平成18年改正給与条例附則第7条の規定による給料の額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該給料の額とする。

(津市職員の給与の支給に関する規則等の一部を改正する規則の一部改正)

第3条 津市職員の給与の支給に関する規則等の一部を改正する規則(平成19年津市規則第6号)の一部を次のように改正する。

附則第2項中「のほか、当該」を「(条例附則第13項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあつては、津市職員の給与の支給に関する規則(平成18年津市規則第26号)第7条の2の規定による管理職手当)のほか、新規則第7条の規定による」に、「(その)」を「(条例附則第13項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあつては、当該額に100分の98.5を乗じて得た額とし、それらの)」に改める。

附則第3項第1号中「あつては、」を「あつては」に、「100分の99.76」を「100分の99.59」に、「額)」を「額、基準日において減額改定対象職員以外の者にあつては当該管理職手当に100分の99.83

を乗じて得た額)」に改め、同項第2号中「あつては、」を「あつては」に、「100分の99.76」を「100分の99.59」に、「額)」を「額、基準日において減額改定対象職員以外の者にあつては当該管理職手当に100分の99.83を乗じて得た額)」に改め、同項第3号中「あつては、」を「あつては」に、「100分の99.76」を「100分の99.59」に、「額)」を「額、基準日において減額改定対象職員以外の者にあつては当該管理職手当に100分の99.83を乗じて得た額)」に改め、同項第4号中「あつては、」を「あつては」に、「100分の99.76」を「100分の99.59」に、「額)」を「額、基準日において減額改定対象職員以外の者にあつては当該管理職手当に100分の99.83を乗じて得た額)」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

津市国民健康保険診療所の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 22 年 12 月 1 日

津市長 松田 直久

津市規則第 49 号

津市国民健康保険診療所の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

津市国民健康保険診療所の設置及び管理に関する条例施行規則（平成 18 年津市規則第 114 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「、外科、小児科及び心療内科」を「及び外科」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

津市告示第 2 6 1 号

住民基本台帳法（昭和 4 2 年法律第 8 1 号）第 8 条及び同法施行令（昭和 4 2 年政令第 2 9 2 号）第 1 2 条第 1 項の規定により、次のとおり住民票を職権で消除したので同条第 4 項の規定により告示する。

なお、この処分に不服のあるときは、住民基本台帳法第 3 1 条の 4 の規定により、当該処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 0 日以内に三重県知事に審査請求することができる。

また、この場合においては、異議申立てをすることができる。

平成 2 2 年 1 2 月 2 日

津市長 松 田 直 久

1 職権消除した住民票

住 所 ○○○○○○○○○○○○○○

氏 名 ○○ ○

生年月日 ○○○○○○○○○○

2 消除した年月日

平成 2 2 年 1 2 月 2 日

津市告示第 2 6 2 号

住民基本台帳法（昭和 4 2 年法律第 8 1 号）第 8 条及び同法施行令（昭和 4 2 年政令第 2 9 2 号）第 1 2 条第 1 項の規定により、次のとおり住民票を職権で消除したので同条第 4 項の規定により告示する。

なお、この処分に不服のあるときは、住民基本台帳法第 3 1 条の 4 の規定により、当該処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 0 日以内に三重県知事に審査請求することができる。

また、この場合においては、異議申立てをすることができる。

平成 2 2 年 1 2 月 2 日

津市長 松 田 直 久

1 職権消除した住民票

住 所 ○○○○○○○○○○○○

氏 名 ○○ ○○

生年月日 ○○○○○○○○○○○○

2 消除した年月日

平成 2 2 年 1 2 月 2 日

津市告示第 2 6 3 号

住民基本台帳法（昭和 4 2 年法律第 8 1 号）第 8 条及び同法施行令（昭和 4 2 年政令第 2 9 2 号）第 1 2 条第 1 項の規定により、次のとおり住民票を職権で消除したので同条第 4 項の規定により告示する。

なお、この処分に不服のあるときは、住民基本台帳法第 3 1 条の 4 の規定により、当該処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 0 日以内に三重県知事に審査請求することができる。

また、この場合においては、異議申立てをすることができる。

平成 2 2 年 1 2 月 2 日

津市長 松 田 直 久

1 職権消除した住民票

住 所 ○○○○○○○○○○○○○○

氏 名 ○○ ○○

生年月日 ○○○○○○○○○○○○

2 消除した年月日

平成 2 2 年 1 2 月 2 日

津市告示第 2 6 4 号

住民基本台帳法（昭和 4 2 年法律第 8 1 号）第 8 条及び同法施行令（昭和 4 2 年政令第 2 9 2 号）第 1 2 条第 1 項の規定により、次のとおり住民票を職権で消除したので同条第 4 項の規定により告示する。

なお、この処分に不服のあるときは、住民基本台帳法第 3 1 条の 4 の規定により、当該処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 0 日以内に三重県知事に審査請求することができる。

また、この場合においては、異議申立てをすることができる。

平成 2 2 年 1 2 月 2 日

津市長 松 田 直 久

1 職権消除した住民票

住 所 ○○○○○○○○○○○○

氏 名 ○○ ○○

生年月日 ○○○○○○○○○○

2 消除した年月日

平成 2 2 年 1 2 月 2 日

津市告示第 2 6 5 号

住民基本台帳法（昭和 4 2 年法律第 8 1 号）第 8 条及び同法施行令（昭和 4 2 年政令第 2 9 2 号）第 1 2 条第 1 項の規定により、次のとおり住民票を職権で消除したので同条第 4 項の規定により告示する。

なお、この処分に不服のあるときは、住民基本台帳法第 3 1 条の 4 の規定により、当該処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 0 日以内に三重県知事に審査請求することができる。

また、この場合においては、異議申立てをすることができる。

平成 2 2 年 1 2 月 2 日

津市長 松 田 直 久

1 職権消除した住民票

住 所 ○○○○○○○○○○○○○○

氏 名 ○○ ○○

生年月日 ○○○○○○○○○○○○

2 消除した年月日

平成 2 2 年 1 2 月 2 日

津市告示第 2 6 6 号

住民基本台帳法（昭和 4 2 年法律第 8 1 号）第 8 条及び同法施行令（昭和 4 2 年政令第 2 9 2 号）第 1 2 条第 1 項の規定により、次のとおり住民票を職権で消除したので同条第 4 項の規定により告示する。

なお、この処分に不服のあるときは、住民基本台帳法第 3 1 条の 4 の規定により、当該処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 0 日以内に三重県知事に審査請求することができる。

また、この場合においては、異議申立てをすることができる。

平成 2 2 年 1 2 月 2 日

津市長 松 田 直 久

1 職権消除した住民票

住 所 ○○○○○○○○○○○○○○○○

氏 名 ○○ ○○

生年月日 ○○○○○○○○○○

2 消除した年月日

平成 2 2 年 1 2 月 2 日

津市告示第 2 6 7 号

住民基本台帳法（昭和 4 2 年法律第 8 1 号）第 8 条及び同法施行令（昭和 4 2 年政令第 2 9 2 号）第 1 2 条第 1 項の規定により、次のとおり住民票を職権で消除したので同条第 4 項の規定により告示する。

なお、この処分に不服のあるときは、住民基本台帳法第 3 1 条の 4 の規定により、当該処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 0 日以内に三重県知事に審査請求することができる。

また、この場合においては、異議申立てをすることができる。

平成 2 2 年 1 2 月 2 日

津市長 松 田 直 久

1 職権消除した住民票

住 所 ○○○○○○○○○○○○○○○○

氏 名 ○○ ○○

生年月日 ○○○○○○○○○○

2 消除した年月日

平成 2 2 年 1 2 月 2 日

津市告示第268号

津市自転車等の放置の防止に関する条例第12条第2項、第13条第2項及び第14条の規定に基づき撤去し、保管している自転車等について、同条例第16条第2項の規定により次のとおり告示する。

平成22年12月2日

津市長 松田直久

1 放置されていた場所、台数及び撤去した年月日

放置されていた場所	台数	撤去した年月日
長岡町地内	1	平成22年11月2日
白塚町地内	1	平成22年11月2日
長岡町地内	1	平成22年11月9日
半田地内	1	平成22年11月10日
栗真町屋町地内	1	平成22年11月10日
久居駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成22年11月16日
雲出出張所	1	平成22年11月16日
津新町駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成22年11月17日
久居駅周辺自転車等放置禁止区域	2	平成22年11月17日
津新町駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成22年11月18日
久居駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成22年11月18日
久居駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成22年11月19日
垂水地内	1	平成22年11月19日
半田地内	1	平成22年11月19日
河辺町地内	1	平成22年11月19日
豊津上野駅前公共自転車等駐車場	5	平成22年11月19日
河芸町東千里地内	2	平成22年11月19日
河芸町影重地内	1	平成22年11月19日
江戸橋駅周辺自転車等放置禁止区域	9	平成22年11月22日
アスト公共自転車等駐車場	100	平成22年11月24日
アスト公共自転車等駐車場	93	平成22年11月25日
南部緑地公園	1	平成22年11月25日
津駅周辺自転車等放置禁止区域	2	平成22年11月26日

津駅西第三公共自転車等駐車場	1 4	平成 2 2 年 1 1 月 2 6 日
津駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成 2 2 年 1 1 月 2 9 日
江戸橋駅周辺自転車等放置禁止区域	2	平成 2 2 年 1 1 月 2 9 日
久居駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成 2 2 年 1 1 月 2 9 日
津駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成 2 2 年 1 1 月 3 0 日
江戸橋駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成 2 2 年 1 1 月 3 0 日
久居駅周辺自転車等放置禁止区域	2	平成 2 2 年 1 1 月 3 0 日
津リージョンプラザ	2 5	平成 2 2 年 1 1 月 3 0 日
お城公園	1	平成 2 2 年 1 1 月 3 0 日

2 保管期間

告示の日から 9 0 日間

3 連絡先

垂水自転車等保管庫

0 5 9 - 2 2 2 - 6 3 0 7

津市告示第 2 6 9 号

下記の者の差押調書、配当計算書及び充当通知書は、住所居所不明のため、送達することができないので、国民健康保険法（昭和 1 3 年法律第 6 0 号）第 7 8 条により準用する地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 2 0 条の 2 の規定により公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、津市健康福祉部保険年金課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申し出があればいつでも交付する。

平成 2 2 年 1 2 月 3 日

津市長 松 田 直 久

記

送達を受けるべき者の住所	送達を受けるべき者	送達を受けるべき文書
〇〇	〇 〇	差押調書、配当計算書及び充当通知書
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇 〇〇〇〇〇〇 〇 〇〇	差押調書、配当計算書及び充当通知書
〇〇	〇〇〇〇 〇〇〇〇〇 〇〇〇	差押調書、配当計算書及び充当通知書
〇〇	〇〇〇〇 〇〇〇〇	差押調書、配当計算書及び充当通知書
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇 〇	差押調書、配当計算書及び充当通知書
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇 〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇 〇	差押調書、配当計算書及び充当通知書
〇〇	〇 〇	差押調書、配当計算書及び充当通知書
〇〇	〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇 〇〇	差押調書、配当計算書及び充当通知書
〇〇	〇〇〇 〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇	差押調書、配当計算書及び充当通知書

〇〇	〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇 〇〇〇 〇〇〇〇〇〇	差押調書、配当計算書及び充当通知書
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇 〇〇〇〇〇〇 〇〇 〇 〇〇〇〇〇〇〇〇	差押調書、配当計算書及び充当通知書
〇〇	〇 〇〇	差押調書、配当計算書及び充当通知書
〇〇	〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇	差押調書、配当計算書及び充当通知書
〇〇	〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇	差押調書、配当計算書及び充当通知書
〇〇	〇 〇	差押調書、配当計算書及び充当通知書
〇〇	〇〇 〇〇〇	差押調書、配当計算書及び充当通知書
〇〇	〇 〇〇	差押調書、配当計算書及び充当通知書
〇〇	〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇	差押調書、配当計算書及び充当通知書
〇〇	〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇	差押調書、配当計算書及び充当通知書
〇〇	〇 〇〇	差押調書、配当計算書及び充当通知書
〇〇	〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇 〇〇〇 〇〇〇〇〇〇	差押調書、配当計算書及び充当通知書
〇〇	〇 〇〇	差押調書、配当計算書及び充当通知書

津市告示第 2 7 0 号

下記に係る国民健康保険被保険者証は無効であることを告示する。

平成 2 2 年 1 2 月 3 日

津市長 松 田 直 久

記

国民健康保険被保険者証

記号番号	交付年月日	無効となった日
9 2 1 9 7 7 6	平成 2 2 年 1 0 月 1 日	平成 2 2 年 1 1 月 2 6 日

津市告示第 2 7 1 号

下記の者の平成 2 2 年度国民健康保険料納入通知書は、住所居所不明等のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和 1 3 年法律第 6 0 号）第 7 8 条により準用する地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 2 0 条の 2 の規定により公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、津市健康福祉部保険年金課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申し出があればいつでも交付する。

平成 2 2 年 1 2 月 1 0 日

津市長 松 田 直 久

記

送達を受けるべき者の住所	送達を受けるべき者
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇 〇〇〇
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇 〇
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇 〇〇
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇 〇〇〇〇
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇 〇〇〇
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇 〇〇
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇 〇〇〇〇
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇 〇〇〇〇〇
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇 〇〇〇
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇 〇〇〇〇
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇 〇〇
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇 〇〇
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇 〇
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇 〇〇
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇 〇〇〇
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇 〇〇
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇 〇〇
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇 〇〇
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇 〇

[illegible]

[illegible]

津市告示第272号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第1項の規定により、
地縁による団体を認可し、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

平成22年12月14日

津市長 松 田 直 久

1 名称

コモンヒルズ西が丘自治会

2 規約に定める目的

本会は、住民の福祉増進と相互の親睦を図り、明るい住みよい地域社会づくりを目的とする。

3 区域

本会の区域は、津市一身田上津部田3090番地1から69、1565番地6から8、867番地1から21までの区域とする。

4 主たる事務所

三重県津市一身田上津部田3090番地21

5 代表者の氏名及び住所

島 田 和 佳

三重県津市一身田上津部田3090番地21

6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無

なし

7 代理人の有無

なし

8 規約に定める解散の理由

本会は、地方自治法第260条の20第2号、第3号、第4号及び第5号の規定により解散する。

総会の議決に基づいて解散する場合は、会員の5分の4以上の承諾を得なければならない。

9 認可年月日

平成22年12月14日

津市告示第 273 号

道路法第 44 条の 2 第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、下記の放置自動車を移動し、保管しているので、同条第 3 項の規定に基づき公示する。

平成 22 年 12 月 14 日

津市長 松 田 直 久

記

1 放置自動車の形態等

放置場所	津市久居相川町地内		
移動日	平成 20 年 9 月 18 日	保管日	平成 20 年 9 月 18 日
メーカー	ホンダ	車名	不明
種別	普通車	塗色	紺
自動車登録番号	三重 53 ち 88-61	車台番号	不明
所有者（車検証記載）	不明	使用者 （車検証 記載）	不明

放置場所	津市高茶屋小森町地内		
移動日	平成 20 年 10 月 22 日	保管日	平成 20 年 10 月 22 日
メーカー	トヨタ	車名	不明
種別	普通車	塗色	シルバー
自動車登録番号	三重 300 な 58-03	車台番号	不明
所有者（車検証記載）	不明	使用者 （車検証 記載）	不明

放置場所	津市雲出本郷町地内		
移動日	平成21年6月25日	保管日	平成21年6月25日
メーカー	ホンダ	車名	不明
種別	軽自動車	塗色	白
自動車登録番号	三重41 530-90	車台番号	不明
所有者（車検証記載）	不明	使用者 （車検証 記載）	不明

放置場所	津市雲出本郷町地内		
移動日	平成21年6月25日	保管日	平成21年6月25日
メーカー	ホンダ	車名	Today
種別	軽自動車	塗色	白
自動車登録番号	不明	車台番号	不明
所有者（車検証記載）	不明	使用者 （車検証 記載）	不明

放置場所	津市高茶屋小森町地内		
移動日	平成21年9月25日	保管日	平成21年9月25日
メーカー	ヤマハ	車名	不明
種別	自動二輪	塗色	黒
自動車登録番号	不明	車台番号	不明
所有者（車検証記載）	不明	使用者 （車検証 記載）	不明

- 2 保管場所 津市高茶屋小森町1185番1（相川作業所）
- 3 連絡先 津市役所 建設政策課 TEL：059-229-3179
- 4 その他 この放置自動車の所有者又は、この放置自動車の所有者等に
心当たりのある方は、申し出てください。

津市告示第 274 号

道路法第 44 条の 2 第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、下記の放置自動車を移動し、保管しているので、同条第 3 項の規定に基づき公示する。

平成 22 年 12 月 14 日

津市長 松 田 直 久

記

1 放置自動車の形態等

放置場所	津市戸木町地内		
移動日	平成 20 年 5 月 23 日	保管日	平成 20 年 5 月 23 日
メーカー	スズキ	車名	カルタス
種別	普通車	塗色	紺
自動車登録番号	三重 53 り 49-26	車台番号	不明
所有者（車検証記載）	不明	使用者 （車検証 記載）	不明

放置場所	津市戸木町地内		
移動日	平成 20 年 5 月 23 日	保管日	平成 20 年 5 月 23 日
メーカー	ダイハツ	車名	不明
種別	軽トラック	塗色	白
自動車登録番号	三重 40 か 68-13	車台番号	不明
所有者（車検証記載）	不明	使用者 （車検証 記載）	不明

放置場所	津市戸木町地内		
移動日	平成２０年５月２３日	保管日	平成２０年５月２３日
メーカー	マツダ	車名	不明
種別	トラック	塗色	青
自動車登録番号	不明	車台番号	不明
所有者（車検証記載）	不明	使用者 （車検証 記載）	不明

放置場所	津市戸木町地内		
移動日	平成２０年５月２３日	保管日	平成２０年５月２３日
メーカー	不明	車名	不明
種別	軽トラック	塗色	白
自動車登録番号	不明	車台番号	不明
所有者（車検証記載）	不明	使用者 （車検証 記載）	不明

放置場所	津市戸木町地内		
移動日	平成２０年５月２３日	保管日	平成２０年５月２３日
メーカー	スズキ	車名	不明
種別	軽トラック	塗色	白
自動車登録番号	不明	車台番号	不明
所有者（車検証記載）	不明	使用者 （車検証 記載）	不明

- ２ 保管場所 津市半田３２４７番地（環境事業課）
- ３ 連絡先 津市役所 津南工事事務所 TEL：０５９－２５４－５３５０
- ４ その他 この放置自動車の所有者又は、この放置自動車の所有者等に心当たりのある方は、申し出てください。

津市公告第181号

狂犬病予防員より狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第6条第1項に基づく犬の抑留について通知がありましたので、同条第8項の規定により公告します。

平成22年12月1日

津市長 松田直久

- 1 抑留日 平成22年11月30日
- 2 抑留期間 平成22年12月7日まで

番号	捕獲した 場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	津市 河芸町一色	雑種	薄茶	メス	中	91日 以上	首輪あり
2	津市 久居明神町	雑種	マダラ	オス	大	91日 以上	首輪あり

- 3 連絡先 津市環境部環境保全課

電話 059-229-3282

津保健福祉事務所 保健衛生室衛生指導課

電話 059-223-5192

津市公告第182号

狂犬病予防員より狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第6条第1項に基づく犬の抑留について通知がありましたので、同条第8項の規定により公告します。

平成22年12月2日

津市長 松田直久

1 抑留日 平成22年11月26日

2 抑留期間 平成22年12月3日まで

番号	捕獲した場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	津市 久居新町	ポメラニア ン	薄茶	オス	小	91日 以上	首輪あり
2	津市 河芸町一色	柴	茶	オス	中	91日 以上	首輪あり

3 連絡先 津市環境部環境保全課

電話 059-229-3282

津保健福祉事務所 保健衛生室衛生指導課

電話 059-223-5192

津市公告第183号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第1項の規定により津市農業振興地域整備計画を別冊のとおり変更し、同条第4項において準用する同法第11条第2項の規定により提出された意見書の要旨及び当該意見書の処理の結果を別紙のとおり公告します。

なお、別冊及び別紙は省略し、津市農林水産部農林水産政策課に備え置いて縦覧に供します。

平成22年12月8日

津市長 松 田 直 久

津市公告第184号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、津市農用地利用集積計画を定めましたので、同法第19条の規定により公告します。

平成22年12月10日

津市長 松田直久

津市公告第185号

津市農業振興地域整備計画を変更しましたので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項において準用する同法第12条第1項の規定により、次のとおり公告します。

平成22年12月13日

津市長 松田直久

1 変更の内容

農地から農業用施設用地への変更

2 変更場所

土地の所在			面積	用途区分	
大字	字	地番		変更前	変更後
一志町高野	大垣内	1695番1	954㎡ うち 954㎡	農地	農業用施設用地
片田長谷場町	角ド	665番	281㎡ うち 281㎡	農地	農業用施設用地

津市公告第186号

三重県宅地開発事業の基準に関する条例（昭和47年三重県条例第41号）
第6条の規定により確認した宅地開発事業に関する工事が完了しましたので、
同条例第12条第4項の規定により次のとおり公告します。

平成22年12月13日

津市長 松 田 直 久

1 工事完了年月日

平成22年12月9日

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

津市一志町八太字コモカモト1539-4ほか13筆

3 許可を受けた者の住所及び氏名

松阪市春日町三丁目176-34

株式会社リアルジャパン

代表取締役 高橋 栄

津市水道局告示第 15 号

津市水道局指定給水装置工事事業者に次のとおり指定したので、津市水道局指定給水装置工事事業者規程（平成 18 年水道事業管理規程第 14 号）第 10 条第 1 号の規定により告示する。

平成 22 年 12 月 2 日

津市水道事業管理者 渡 辺 三 郎

名 称	所 在 地	指定年月日
殿 本 設 備 工 業 株 式 会 社	松阪市船江町 8 2 6 番地 3	平成 22 年 1 1 月 9 日

津市水道局告示第16号

津市水道局指定給水装置工事事業者に次のとおり指定したので、津市水道局指定給水装置工事事業者規程（平成18年水道事業管理規程第14号）第10条第1号の規定により告示する。

平成22年12月7日

津市水道事業管理者 渡辺三郎

名 称	所 在 地	指定年月日
桜井管工	鈴鹿市伊船町1073番地	平成22年11月24日

津市選挙管理委員会告示第82号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項並びに市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第4条第1項及び第5条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数、同法第4条第11項及び第5条第15項の規定による選挙権を有する者の総数の6分の1の数並びに地方自治法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項、第86条第1項及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数を次のとおり告示する。

平成22年12月2日

津市選挙管理委員会

委員長 坂 口 賢 次

- | | | |
|---|---------|---------|
| 1 | 50分の1の数 | 4,615人 |
| 2 | 6分の1の数 | 38,457人 |
| 3 | 3分の1の数 | 76,913人 |

津市選挙管理委員会告示第83号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第28条の規定により、次の者を
選挙人名簿から抹消したので、同条の規定により告示する。

平成22年12月2日

津市選挙管理委員会
委員長 坂口 賢次

1 抹消者数

男	女	計
1 人	0 人	1 人

2 抹消した者の氏名等 津市選挙管理委員会事務局にて保管

3 抹消した年月日 平成22年12月2日

津市監査委員告示第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項、第4項及び第7項の規定に基づき実施した監査の結果に関する報告を、同条第9項の規定により下記のとおり公表する。

平成22年12月1日

津市監査委員	渡	邊	昇
津市監査委員	駒	田	修一
津市監査委員	杉	谷	育生
津市監査委員	岡		幸男

記

第1 監査の対象部局等

1 地方自治法第199条第2項、第4項に基づく監査（以下「定期監査及び行政監査」という。）

定期監査及び行政監査の対象部局等（平成22年4月から同年8月までに監査委員質疑を実施したものに限る。）は、次のとおりである。

（1）出張所・併設公民館

- ア 神戸出張所
- イ 太郎生出張所・太郎生公民館
- ウ 伊勢地出張所・伊勢地公民館
- エ 多気出張所・多気公民館
- オ 下之川出張所・下之川公民館

（2）市立保育所

- ア 観音寺保育園
- イ 相愛保育園
- ウ 中央保育園
- エ 高茶屋保育園
- オ 北口保育園
- カ 千里ヶ丘保育園
- キ 上野保育園
- ク 安濃保育園

（3）市立学校・市立幼稚園

ア 市立学校

- (ア) 養正小学校
- (イ) 修成小学校
- (ウ) 西が丘小学校
- (エ) 戸木小学校
- (オ) 安西小学校
- (カ) 長野小学校
- (キ) 高宮小学校
- (ク) 橋南中学校
- (ケ) 南郊中学校

イ 市立幼稚園

- (ア) 修成幼稚園
- (イ) 敬和幼稚園
- (ウ) 高茶屋幼稚園
- (エ) 巽ヶ丘幼稚園
- (オ) 戸木幼稚園
- (カ) 千里ヶ丘幼稚園

2 地方自治法第199条第7項に基づく監査（以下「財政援助団体等監査」という。）

財政援助団体等監査の対象としたのは、次のとおりである。

(1) 財政援助団体の監査

- ア 津市防犯協会（財政援助の内容：津市防犯協会補助金及び津市防犯協会負担金の交付 所管部局：市民部市民交流課）
- イ 中勢北部サイエンスシティ企業誘致促進協議会（財政援助の内容：中勢北部サイエンスシティ企業誘致促進協議会負担金の交付 所管部局：商工観光部企業誘致室）
- ウ 榊原温泉振興協会（財政援助の内容：観光協会等補助金（榊原温泉振興協会事業補助金）の交付 所管部局：商工観光部観光振興課）
- エ 津市水産振興連絡協議会（財政援助の内容：津市水産振興連絡協議会負担金の交付 所管部局：農林水産部水産振興室）

(2) 出資団体の監査

- ア 株式会社津サイエンスプラザ（所管部局：商工観光部産業政策振興課）

イ 株式会社まちづくり津夢時風(所管部局：商工観光部商業労政振興課)

ウ 青山高原保健休養地管理株式会社(所管部局：商工観光部観光振興課)

エ 津駅前都市開発株式会社(所管部局：都市計画部都市整備課)

(3) 指定管理者の監査

ア 青山高原保健休養地管理株式会社(所管部局：白山総合支所地域振興課)

第2 監査の対象年度及び事項

監査の対象年度及び事項は、次のとおりである。

1 定期監査及び行政監査

原則として平成21年度の財務及び事務の執行を対象とした。

また、市の歳入歳出予算に計上されていない市立学校等における給食に関する収支を経理する会計（以下「給食会計」という。）及び教材を調達するための収支を経理する会計（以下「教材会計」という。）については、事実上、市の事務に係るものとして、これを対象とした。

なお、補助金等一部の財務及び事務の執行については、平成20年度も対象とした。

2 財政援助団体等監査

(1) 財政援助団体の監査

主に平成20年度、平成21年度の市の財政援助に係る出納その他の事務の執行を対象とした。

(2) 出資団体の監査

主に平成20年度、平成21年度の出資団体における出納その他の事務の執行を対象とした。

(3) 指定管理者の監査

主に平成20年度、平成21年度の指定管理に係る出納その他の事務の執行を対象とした。

第3 監査の期間

監査の期間は、平成22年4月12日から同年11月22日までである。

第4 監査の方法

監査の方法は、監査の種別ごとに主に次の諸点に着眼し、監査対象部局等から提出を受けた資料、関係諸帳簿等を調査するとともに、関係職員に説明を求めた。

1 定期監査及び行政監査

- (1) 予算の執行は、計画的かつ効率的に行われているか。
- (2) 会計及び事務処理は、法令等の規定に基づき適正に行われているか。
- (3) 現金の取扱いは、適正に行われているか。
- (4) 財産の管理は、適正に行われているか。
- (5) 各種の帳簿、書類の記帳、保管等は、適正に行われているか。
- (6) 事務事業は、効率的かつ効果的に行われているか。

2 財政援助団体等監査

(1) 財政援助団体の監査

ア 財政援助団体関係

- (ア) 補助金等交付対象事業は、事業計画、補助金等の交付条件に従って実施されているか。
- (イ) 補助金等に係る会計処理及び精算は、適正に行われているか。
- (ウ) 関係諸帳簿及び支払証書は、適正に整備・記帳されているか。

イ 所管部局関係

- (ア) 補助金等充当経費の内容確認、交付条件の履行確認及び補助効果の検証は、適正に行われているか。
- (イ) 補助金等の額は、経済的に妥当なものとなっているか。

(2) 出資団体の監査

ア 出資団体関係

- (ア) 経営成績及び財政状態は良好か。
- (イ) 会計処理及び財産管理は、適正に行われているか。
- (ウ) 関係諸帳簿及び支払証書は、適正に整備・記帳されているか。

イ 所管部局関係

- (ア) 出資団体の経営成績等を十分に把握し、必要に応じて、出資者としての権利行使を適正に行っているか。

(3) 指定管理者の監査

ア 指定管理者関係

- (ア) 指定管理は、条例、協定書等の規定に基づき、適正かつ効率的に

行われているか。

(イ) 指定管理に係る会計処理及び財産管理は、適正に行われているか。

イ 所管部局関係

(ア) 指定管理者の指定は、適正かつ公正に行われているか。

(イ) 指定管理者に対し、適時に報告を求め、必要に応じて、調査し、又は指示を行っているか。

第5 監査の結果

監査の結果、監査対象部局等における財務及び事務の執行のうち、その是正措置を講じることが求め、又は事務処理等の改善に向けた検討を求める事項については、次に記載するとおりである。極めて軽微な事項又はこれらの事項がない監査対象部局等については、特に記載していない。

なお、市長その他関係する執行機関は、当該監査の結果に基づき、又はこれを参考として措置を講じたときは、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、当該措置に係る報告書を提出されたい。

1 定期監査及び行政監査

(1) 出張所・併設公民館

ア 太郎生出張所・太郎生公民館

《太郎生出張所》

(ア) 太郎生多目的集会所の使用料免除措置について

漁業組合や老人クラブなどの団体が太郎生多目的集会所を使用する場合の使用料について、これを免除するための便宜上の措置として、年度当初に1年分を一括した使用料減免申請書の提出を受け、その使用料を免除（以下「一括免除」という。）していたが、津市美杉総合開発センター等の設置及び管理に関する条例（以下「美杉総合開発センター等条例」という。）第7条は、公共的団体等が使用する場合で「特に必要があると認めるとき」は、使用料を減額又は免除することができると定めている趣旨を踏まえ、これらの団体が当該施設の使用許可を申請する際に使用料減免申請書の提出を求め、「使用目的」及び「減免申請の理由」欄の具体的な記載内容によって、減額又は免除の可否を判断すべきであることから、所要の是正措置を講じられたい。

(イ) コミュニティバスの回数乗車券・定期乗車券の保有残高について

回数乗車券については、200円券など5種類の回数乗車券（1組当たり12枚）を合計で100組保有し、定期乗車券については、200円区間など3種類の定期乗車券を合計で30枚保有していたものの、平成22年5月19日現在における販売実績は皆無であり、販売見込み数を著しく超えて保有するのは適切でないことから、関係部局と調整の上、適切な保有残高になるよう是正されたい。

《太郎生公民館》

（ア）郵便はがきの保有残高について

平成19年9月に受け入れた120枚の郵便はがきについて、2年以上全く使用していなかったが、使用見込みのないまま、長期間保有するのは適切でないことから、他の公民館等と調整の上、適切な保有残高になるよう是正されたい。

イ 伊勢地出張所・伊勢地公民館

《伊勢地出張所》

（ア）伊勢地地域住民センターの使用料免除措置について

非営利団体などが伊勢地地域住民センターを使用する場合の使用料について、一括免除をしていたが、美杉総合開発センター等条例第7条の趣旨を踏まえ、これらの団体が当該施設の使用許可を申請する際に使用料減免申請書の提出を求め、「使用目的」及び「減免申請の理由」欄の具体的な記載内容によって、減額又は免除の可否を判断すべきであることから、所要の是正措置を講じられたい。

（イ）コミュニティバスの回数乗車券・定期乗車券の保有残高について

回数乗車券については、200円券など5種類の回数乗車券を合計で140組保有し、定期乗車券については、200円区間など3種類の定期乗車券を合計で30枚保有していたものの、平成22年5月19日現在における販売実績は皆無であり、販売見込み数を著しく超えて保有するのは適切でないことから、関係部局と調整の上、適切な保有残高になるよう是正されたい。

《伊勢地公民館》

（ア）郵便はがきの保有残高等について

同公民館における過去3年間の郵便はがきの年間平均使用枚数は20枚程度であるものの、保有残高（平成22年3月31日現在の受払簿記帳残高）は、その約16.5倍相当の329枚となって

おり、使用見込み数を著しく超えて保有するのは適切でないことから、他の公民館等と調整の上、適切な保有残高になるよう是正されたい。

さらに、郵便切手について、受払簿の記帳残高と実数を照合したところ、80円切手の記帳残高が実数より20枚少なく、伊勢地公民館の職員の説明によると、記帳漏れによるとのことであったが、これは定期的に照合をしていないことが要因であると考えられることから、今後、定期的に照合を行われたい。

また、郵便切手の保管については、施錠のできないレターケースで保管していたことから、施錠のできる金庫等で保管するよう是正されたい。

(イ) 公民館事業について

同公民館における平成21年度の主な公民館事業の実施状況を見たところ、平成21年7月1日に地元住民16人が参加して「初盆家庭申し合わせ会」を開催していたが、社会教育法第20条及び第22条に定める公民館の設置目的及び公民館事業の趣旨に照らし、妥当性を欠くおそれがあることから、その事業の在り方について検討されたい。

ウ 多気出張所・多気公民館

《多気出張所》

(ア) 多気地域住民センターの使用料免除措置について

老人クラブなどの団体が多気地域住民センターを使用する場合の使用料について、一括免除をしていたが、美杉総合開発センター等条例第7条の趣旨を踏まえ、これらの団体が当該施設の使用許可を申請する際に使用料減免申請書の提出を求め、「使用目的」及び「減免申請の理由」欄の具体的な記載内容によって、減額又は免除の可否を判断すべきであることから、所要の是正措置を講じられたい。

さらに、ある中学校の同窓会発起人会に係る使用料について、同発起人会を公共的団体（地域活動団体）として、これを免除していたが、使用料を免除することができる公共的団体とは、公共的な活動を営むものがこれに当たるのであり、同発起人会の活動が同窓会を発足するための私的な活動を行うものであるとすれば、公共的団

体に当たらないことを懸念することから、美杉総合開発センター等
条例第7条の趣旨を踏まえ、使用料の免除に当たっては、申請者の
活動内容を具体的に把握の上、慎重に判断するよう適正に事務を執
行されたい。

(イ) コミュニティバスの回数乗車券・定期乗車券の保有残高について

回数乗車券については、200円券など5種類の回数乗車券を合
計で320組保有し、定期乗車券については、200円区間など3
種類の定期乗車券を合計で56枚保有していたものの、平成22年
5月19日現在における販売実績は定期乗車券2枚のみであり、販
売見込み数を著しく超えて保有するのは適切でないことから、関係
部局と調整の上、適切な保有残高になるよう是正されたい。

《多気公民館》

(ア) 郵便はがきの保有残高について

平成20年度以前に受け入れた262枚の郵便はがきについて、
2年以上全く使用していなかったが、使用見込みのないまま、長期
間保有するのは適切でないことから、他の公民館等と調整の上、適
切な保有残高になるよう是正されたい。

エ 下之川出張所・下之川公民館

《下之川出張所》

(ア) 下之川生活改善センター等の使用料免除措置について

老人クラブなどの団体が下之川生活改善センター等を使用する
場合の使用料について、一括免除をしていたが、美杉総合開発セン
ター等条例第7条の趣旨を踏まえ、これらの団体が当該施設の使用
許可を申請する際に使用料減免申請書の提出を求め、「使用目的」
及び「減免申請の理由」欄の具体的な記載内容によって、減額又は
免除の可否を判断すべきであることから、所要の是正措置を講じら
れたい。

(イ) コミュニティバスの回数乗車券・定期乗車券の保有残高について

回数乗車券について、200円券など5種類の回数乗車券を合計
で168組保有し、定期乗車券については、200円区間など3種
類の定期乗車券を合計で61枚保有していたものの、平成22年5
月19日現在における販売実績（交換分を除く。）は回数乗車券2
組のみであり、販売見込み数を著しく超えて保有するのは適切でな

いことから、関係部局と調整の上、適切な保有残高になるよう是正されたい。

《下之川公民館》

(ア) 郵便はがきの保有残高について

同公民館における過去3年間の郵便はがきの年間平均使用枚数は65枚程度であるものの、毎年度平均して150枚程度の郵便はがきを受け入れているため、保有残高（平成22年3月3日現在の受払簿記帳残高）は、年間平均使用枚数の4.4倍相当の286枚となっており、使用見込み数を著しく超えて保有するのは適切でないことから、新たな受入れを控えるとともに、他の公民館等と調整の上、適切な保有残高になるよう是正されたい。

(2) 市立保育所

監査の対象とした市立保育所における保育所入所負担金の滞納状況（平成22年3月末現在）は、下表のとおりであり、この中には既に在園していない者の滞納が多いが、卒園又は退園後においては債権回収が一層困難になるため、在園時に履行遅滞が生じたときは、速やかに納付指導に着手し、計画的に債権回収を図るべく、こども家庭課とともに組織的な未収金対策の強化に取り組まれない。

保育所入所負担金の滞納状況（こども家庭課調べ）

区 分	滞納保護者数	滞 納 額
観音寺保育園	3人	94,000円
相愛保育園	34人	1,694,000円
中央保育園	36人	3,406,900円
高茶屋保育園	122人	12,547,270円
北口保育園	63人	5,183,410円
千里ヶ丘保育園	24人	1,668,940円
上野保育園	5人	573,700円
安濃保育園	20人	1,763,670円

(3) 市立学校

ア 養正小学校

給食会計の剰余金について、平成20年度の収支決算では約50万円、平成21年度の収支決算では約41万円の剰余金が生じており、材料調達価格の変動といったことも要因の1つと考えられるものの、

多額の剰余金の発生が常態化することは望ましくないことから、できる限り剰余金の発生を抑制するよう努められたい。

イ 修成小学校

給食会計の剰余金について、平成20年度の収支決算では約70万円、平成21年度の収支決算では約84万円の剰余金が生じており、材料調達価格の変動といったことも要因の1つと考えられるものの、多額の剰余金の発生が常態化することは望ましくないことから、できる限り剰余金の発生を抑制するよう努められたい。

ウ 戸木小学校

(ア) 郵便切手の保有残高について

平成20年度から繰り越された7種類の郵便切手のうち、120円切手など4種類の郵便切手の繰越枚数は、平成21年度中の使用枚数を十分に賄えるものであったにもかかわらず、新たに受け入れた結果、これらの郵便切手の平成22年度への繰越枚数は、平成20年度のそれを上回っていたことから、新たな受け入れを控えるとともに、他の小学校等と調整の上、適切な保有残高になるよう是正されたい。

(イ) 劇物の管理について

容器の転倒防止措置を講じていなかったことから、所要の是正措置を講じられたい。

エ 安西小学校

平成20年度から繰り越された6種類の郵便切手のうち、80円切手など3種類の郵便切手の繰越枚数は、平成21年度中の使用枚数を十分に賄えるものであったにもかかわらず、新たに受入れた結果、これらの郵便切手の平成22年度への繰越枚数は、平成20年度のそれを上回っていたことから、新たな受入れを控えるとともに、他の小学校等と調整の上、適切な保有残高になるよう是正されたい。

オ 高宮小学校

(ア) ホームページの管理について

平成22年5月の監査に当たって、同校のホームページを閲覧したところ、平成20年4月4日以降更新していなかったが、できる限り最新の情報に更新するよう改善されたい。

(イ) 劇物の管理について

専用保管庫に一般薬品を混在保管し、また、過酸化水素水等のたな卸記録がなく、定期的なたな卸実施状況を確認することができず、さらに、容器の転倒防止措置を講じていなかったことから、所要の是正措置を講じられたい。

カ 南郊中学校

(ア) 教材会計について

教材会計は、市の歳入歳出予算に計上することなく、学校が「私費」として経理しており、同校の場合、学年単位で設けた教材会計の単年度の教材費収入は3学年の総額で500万円程度に及ぶ比較的規模の大きいものであるが、学校が事実上校務として「私費」を取り扱うのは、地方自治法第235条の4第2項の趣旨に照らし、その合理的根拠を欠くおそれが懸念され、さらに、教材会計の目的が、学校が教育活動に必要なものとして使用する図書その他の材料の調達に係る経理を行うことにあるとすれば、同法第210条の趣旨に反することも懸念される。

そして、これらの懸念は、同校に限られたことではないものの、同校の教材会計の取扱いについては、多くの剰余金の発生、教材費の滞納の発生、会計諸帳簿や内部チェック体制を十分に整備していないといった諸問題が見られたことから、法の趣旨を踏まえ、教育委員会事務局の指導の下、教材会計の適正な取扱いに向けて、早期に改善策を講じられたい。

(イ) 郵便はがきの保有残高について

平成20年度から繰り越された郵便はがき69枚、往復はがき10枚の計79枚は全く使用していなかったが、使用見込みのないまま、長期間保有することは適切でないことから、他校等と調整の上、適切な保有残高になるよう是正されたい。

(ウ) 備品の購入について

平成21年度に購入した物品の一部を抽出して確認したところ、平成21年7月13日に受け入れた顕微鏡（購入価格：4万2,525円）が、1年以上未使用のまま保管されていたことから、備品の購入に当たっては、その必要性を十分に検討の上、適正な予算執行に努められたい。

(エ) 劇物・毒物の管理について

専用保管庫のうち校舎 1 階に設置する専用保管庫に一般薬品を混在保管していたので、これを是正されたい。

2 財政援助団体等監査

(1) 財政援助団体の監査

ア 津市防犯協会（所管部局：市民部市民交流課）

財政援助の概要及び指摘事項は、次のとおりである。

(ア) 財政援助の概要（注1）

財政援助 の 内 容	補 助 金	津市防犯協会補助金の交付	
	負 担 金	津市防犯協会負担金の交付	
交 付 目 的	補 助 金	市民の防犯思想の高揚、安心・安全なまちづくりを推進すること	
	負 担 金		
交 付 率 (注 2)	補 助 金	99.2%	
	負 担 金	100%	
交 付 対 象 経 費	補 助 金	自治会への防犯灯設置補助金、事務費等	
	負 担 金	各支部への負担金、啓発活動費等	
交 付 額	補 助 金	平成20年度	4,600,000円
		平成21年度	5,100,000円
	負 担 金	平成20年度	8,640,000円
		平成21年度	9,140,000円

(注1) 財政援助の概要は、所管部局が平成22年4月12日に提出した監査資料を参考にまとめたものである。以下財政援助の概要について同じ。

(注2) 交付率は、市の財政援助の額が交付対象経費に占める割合の2か年平均である。以下財政援助の概要について同じ。

(イ) 指摘事項

《津市防犯協会補助金》

a 防犯灯設置補助の在り方について

津市防犯協会（以下「防犯協会」という。）が津市防犯協会補助金（以下「協会補助金」という。）を財源に、自治会へ防犯灯設置補助金を交付していることについて、すべての交付事務は市民交流課の職員が市の事務処理に準じて行っているため、その人的コストは実質的に市が負担していることに等しく、さらに、防

犯灯設置補助金の交付に要する経費として、市が直接補助する場合には必要のない振込手数料（平成20年度は約10万円）を要している。

防犯灯設置補助金を市が直接交付するのではなく、防犯協会を「経由」することにしたのは、合併協議によるものであるが、全庁的に経費節減に取り組む中、防犯灯設置補助金の在り方について、所要の見直しを検討されたい。

b 協会補助金の交付対象経費について

津市防犯灯設置補助金交付要綱第3条は、協会補助金の交付対象経費について、防犯協会による防犯灯設置補助金の交付事業に要する経費であると定めているが、防犯協会は、平成20年度に交付を受けた協会補助金460万円のうち、約21万円を啓発物品購入費など交付対象経費以外の経費に充当していたため、同要綱の趣旨を踏まえ、所要の是正措置を講じられたい。

c 防犯灯設置補助金について

(a) 補助の在り方について

防犯協会が平成20年度及び平成21年度の2か年に防犯灯設置補助の対象とした1自治会当たりの平均防犯灯数は3灯で、平均補助金額は約2万6,000円であったが、ある自治会への補助について見たところ、補助の対象とした防犯灯数の合計は47灯で、その交付した補助金の総額は47万円と突出していた。

このように特定の自治会に補助が集中することは、公平性を欠くおそれがあるので、補助の在り方について、所要の見直しを検討されたい。

(b) 補助金交付事務の適正化について

平成20年度及び平成21年度に防犯協会が交付した防犯灯設置補助金の一部を抽出して、その交付確定額の正否を確かめたところ、交付確定額が補助金の限度額を超えているものなど適正を欠くものが数件確認された。

また、補助の対象とした防犯灯数が突出していた自治会について、各年度の防犯灯設置完了届における表示箇所を現地で照合したところ、平成20年度の補助対象として設置された防犯

灯のうち2灯が、平成21年度の補助対象の一部である水銀灯に付け替えられるなど、不適切な事例が確認されたが、防犯協会はこれを把握していなかった。

これらの要因は、いずれも防犯灯設置完了届の内容を十分に審査していないためであり、補助金交付事務の適正を欠いていると言えるため、他に同様の事例がないか調査し、所要の是正措置と再発防止策を講じられたい。

《津市防犯協会負担金》

津市防犯協会負担金（以下「協会負担金」という。）は、防犯協会が設置する津支部（津地区防犯協会。以下「津支部」という。）及び津南支部（津南生活安全協会。以下「津南支部」という。）に交付する支部負担金に充当しており、当該支部負担金は、津支部及び津南支部における活動費の主な財源になっている。

そこで、協会負担金が最終的に適正かつ効率的に執行されているか否かを見るため、地方自治法第199条第8項の規定に基づき、津支部及び津南支部の関係諸帳簿を調査したところ、次のとおり改善が望ましい事項があったので、その改善に努められるよう望むものである。

a 津支部について

津支部は、定期総会資料40部（1部当たり15ページ程度）の作製に当たって、印刷業者に発注していたが、津南支部では複写機を使用して総会資料を作製しており、経費節減の観点から、作製方法を見直すことが望ましい。

さらに、退職積立金について、津支部は、書記の退職積立金として、毎月5,000円を支出し、書記個人名義の積立用預金で管理していたが、これを津支部の退職給付引当資金として管理・運用することが望ましい。

b 津南支部について

津南支部は、その設置する防犯連絡所等（47箇所）に「生活安全かわら版」などの防犯情報受信用のファクシミリ機器を設置しており、これらの機器の新設、更新、通信費等所要の経費を負担しているが、インターネット等による通信手段が多様化する中、比較的諸経費のかかるファクシミリ機器を一律に設置するので

はなく、防犯連絡員等個々の通信環境に応じた通信手段を採用すれば、一層の経費節減が図れるものと考えられるため、その見直しを検討されることが望ましい。

また、津南支部は、防犯連絡所等で受信した防犯情報が、それぞれの地域の中で、迅速かつ有効に活用されているのか否かの実態を十分に把握していなかったことから、その実態を把握の上、効果を検証することが望ましい。

さらに、平成20年度及び平成21年度の支払証書類を見たところ、領収書など支払事実に係る証憑は仕訳書に貼付されていたが、請求書、納品書については、すべて破棄しており、具体的な購入物の名称、数量、単価等といった取引の内容を十分に確認することができなかった。請求書、納品書が取引関係を証する重要な証憑であることを踏まえ、適正にこれを保存することが望ましい。

イ 中勢北部サイエンスシティ企業誘致促進協議会（所管部局：商工観光部企業誘致室）

財政援助の概要及び指摘事項は、次のとおりである。

（ア）財政援助の概要

財政援助の内容	中勢北部サイエンスシティ企業誘致促進協議会負担金の交付	
交付目的	中勢北部サイエンスシティへの企業等の誘致の促進を図り、産業の高度化と雇用の拡大を促し、もって地域の振興・発展に資すること	
交付率	60.0%	
交付対象経費	企業誘致活動費、事務費等	
交付額	平成20年度	5,000,000円
	平成21年度	5,000,000円

（イ）指摘事項

企業誘致用の資料として使用する航空写真の撮影業務について、同協議会は毎年、特定業者と随意契約を締結し、これを委託しているが、当該業者に特定して契約を締結する合理的な理由が見当たらないことから、津市補助金等交付規則第9条の趣旨を踏まえ、負担金に係る予算の効率的な執行を確保するため、競争性のある契約方

法に見直すことについて検討するよう、指導・助言をされたい。

ウ 榊原温泉振興協会（所管部局：商工観光部観光振興課）

財政援助の概要及び指摘事項は、次のとおりである。

（ア）財政援助の概要

財政援助の内容	観光協会等補助金（榊原温泉振興協会事業補助金）の交付	
交付目的	榊原温泉を中心とした観光客誘致を図ること	
交付率	100%	
交付対象経費	観光客誘致イベント、宣伝、周辺環境整備に要する経費	
交付額	平成20年度	8,465,000円
	平成21年度	8,300,000円

（イ）指摘事項

平成20年度の同補助金に係る実績報告書を見たところ、市費充当経費の内容を具体的に把握することができる領収書等の証書類が添付されておらず、観光振興課もこれを把握していなかった。同協議会の関係諸帳簿を見たところ、市費充当経費は妥当であったことが確認できたものの、観光振興課が具体的な市費充当経費の内容を把握しないまま補助金の額を確定したことは、津市補助金等交付規則第13条の趣旨に照らし、適正とはいえないのであり、補助金交付の事務に当たっては、同条の趣旨を踏まえ、適正にこれを執行されたい。

エ 津市水産振興連絡協議会（所管部局：農林水産部水産振興室）

財政援助の概要及び指摘事項は、次のとおりである。

（ア）財政援助の概要

財政援助の内容	津市水産振興連絡協議会負担金の交付	
交付目的	ハマグリ・ヨシエビの放流による水産資源の保護育成等	
交付率	100%	
交付対象経費	ハマグリ・ヨシエビの購入代金、放流経費等	
交付額	平成20年度	2,457,000円
	平成21年度	2,536,000円

（イ）指摘事項

ハマグリ・ヨシエビの放流事業については、水産資源の確保を図るものであるが、水産振興室は放流の効果の検証について、漁獲量による検証は困難としている。

しかしながら、負担金は税金等の貴重な財源で賄われていることから、放流の効果を検証しないまま、負担金を交付することは望ましいことではなく、財団法人三重県水産振興事業団など関係機関に協力を求めるなどして、その効果の客観的な検証方法について検討されたい。

(2) 出資団体の監査

ア 津駅前都市開発株式会社(所管部局：都市計画部都市整備課)

出資団体の概要及び指摘事項は、次のとおりである。

(ア) 出資団体の概要(注)

資 本 金	3 0 0 , 0 0 0 , 0 0 0 円		
市の出資の状況	出 資 額	1 2 0 , 0 0 0 , 0 0 0 円	
	出 資 比 率	4 0 . 0 %	
主 な 業 務 の 内 容	不動産賃貸業、ビル管理業に関する業務		
財 務 の 状 況	資 産	5 , 6 9 7 , 5 3 5 , 5 9 7 円	
	負 債	5 , 1 4 8 , 8 9 5 , 0 3 6 円	
	資 本	資 本 金	3 0 0 , 0 0 0 , 0 0 0 円
		準 備 金	2 4 8 , 6 4 0 , 5 6 1 円
	負債・資本合計		5 , 6 9 7 , 5 3 5 , 5 9 7 円
	損 益 の 状 況	事 業 利 益	1 5 8 , 3 4 9 , 3 9 2 円
経 常 利 益		1 2 4 , 7 3 0 , 9 9 4 円	
当 期 純 利 益		7 1 , 8 1 0 , 7 3 7 円	

(注) 出資団体の概要は、平成20年度の決算の状況であり、所管部局が平成22年4月12日に提出した監査資料を参考にまとめたものである。

(イ) 指摘事項

資金の一部について、投資信託等による資産運用が行われているが、市の出資団体であることを踏まえ、より安全で確実な資産運用について検討されたい。

(3) 指定管理者の監査

ア 青山高原保健休養地管理株式会社(所管部局：白山総合支所地域振興

課)

指定管理の概要及び指摘事項は、次のとおりである。

(ア) 指定管理の概要 (注)

施 設 の 名 称	津市青山高原保健休養地	
施設の設置目的	住民の健全なレクリエーション及び憩いの場として、青少年、勤労者、会社、団体その他家族ぐるみの利用に供すること	
指 定 管 理 者	津市青山高原保健休養地管理株式会社	
主 な 指 定 管 理 業 務 の 内 容	保健休養地の使用の許可、維持管理に関する業務	
施設利用の状況	平成20年度	10,381人
	平成21年度	11,398人
指定管理に係る	平成20年度	16,887,944円
収支差額の状況	平成21年度	16,676,874円

(注) 指定管理の概要は、所管部局が平成22年4月12日に提出した監査資料を参考にまとめたものである。

(イ) 指摘事項

キャンプ場の使用期間について、津市青山高原保健休養地の設置及び管理に関する条例施行規則第3条は、その使用期間を4月1日から10月31日までとし、指定管理者が必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、使用期間等を変更することができると定めているが、平成20年度の施設別施設利用者月別推移表を見ると、市長の承認を得ることなく、11月にキャンプ場の使用を許可していたため、同条の趣旨を踏まえ、適正に事務を執行されたい。

津市監査委員告示第8号

平成22年10月12日に提出された「住民監査請求書」について、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第4項の規定に基づく監査の結果を、同年12月1日に下記のとおり請求人に通知したので、同項の規定に基づき、公表する。

平成22年12月6日

津市監査委員	渡	邊	昇
津市監査委員	駒	田	修一
津市監査委員	杉	谷	育生
津市監査委員	岡		幸男

記

第1 請求の受理

1 受理年月日

住民監査請求書は、平成22年10月12日に受理した。

2 請求人

住所 津市

氏名 田 中 守

3 請求の概要

住民監査請求書、請求人の陳述等の内容から、監査請求（以下「本件監査請求」という。）の概要は、次のとおりであると理解した。

なお、請求人の陳述は、平成22年10月15日に聴取した。

（1）主張の要旨

市は、一身田地区社会福祉協議会（以下「一身田地区社協」という。）に平成21年度津市敬老事業補助金（以下「本件補助金」という。）17万8,000円（住民基本台帳等に登録された一身田地区内に住所のある70歳以上の者（以下「補助対象者」という。）の総数2,160人に、1人当たりの補助金額800円を乗じて得た額）を支出したが、本

件補助金には、次のとおり問題があるにもかかわらず、津市補助金等交付規則（平成18年津市規則第44号。以下「補助金交付規則」という。）第13条に定める調査等を行うことなく、本件補助金の額を確定したことは、職員の職務怠慢であり、補助金交付規則等諸法規を逸脱した違法な公金の支出に当たる。

ア 参加者負担金の徴収について

一身田地区社協は、本件補助金の対象である敬老事業（以下「敬老事業」という。）を実施するに当たって、参加者負担金を徴収しているが、当該負担金の徴収対象者が、補助対象者以外の者であったとすれば、これらの者が敬老事業に参加することで要した経費相当額は、補助対象経費から除かなければならない。

イ 「敬老のつどい」の参加者について

本件補助金に係る平成21年度津市敬老事業実績報告書（以下「本件実績報告書」という。）によれば、一身田地区社協が「敬老のつどい」行事として開催した敬老芸能大会の参加者は250人で、欠席者（1,910人）には、菓子など何も配られておらず、単なる趣味の同好会である可能性があり、「敬老のつどい」は、津市社会福祉関係団体活動補助金交付要綱（平成18年津市訓第136号）第2条（別表中「高齢福祉」の部の5項。以下「本件補助金交付要綱」という。）に定める交付目的の「地域単位にて長寿をお祝いする行事等」に該当するのか疑問である。

仮に250人の全員が補助対象者であるとしても、その経費は72万5,674円であることから、本件補助金は欠席者分を含めても1人当たり336円しか使われていないことになる。

ウ 冊子の購入について

本件実績報告書の事業成果によれば、本件補助金を充当した「健康長寿食の作り方ブック」（実際の名称は「自分で作る健康長寿食ブック」（以下「長寿食ブック」という。))を2,200冊配布し、その購入費は30万8,700円で、「健康長寿の秘訣」（実際の名称は「ますます元気！健康長寿の秘訣100」（以下「長寿の秘訣」という。))を1,500冊配布し、その購入費は35万2,800円であったと記載されている。

ところが、これらの冊子の出版元に1冊当たりの価格を照会したと

ころ、長寿食ブックは300円、長寿の秘訣は230円で、長寿食ブックにあつては、1,000冊程度しか購入できないはずであり、長寿の秘訣にあつては、補助対象者全員に配布できる購入数量ではないことから、これらの冊子がどのように処理されたのか、明らかにすべきであるが、冊子を配布することの周知をしておらず、「敬老のつどい」行事に参加できなかった補助対象者にとっては、公平に公金による恩恵を受けていない。

以上のことから、これらの冊子の購入は、本件補助金の交付目的に合致せず、当該購入費に係る市費充当額66万1,500円の全額が補助対象経費に当たらないのが補助金の原則であり、平成22年3月31日を過ぎてから配布していたとしても、補助対象経費に当たらないのが公会計の常識である。

そして、本件実績報告書の内容が事実と異なる場合は、本件実績報告書が偽造されていないか、厳密に調査し、仮に偽造されているとすれば、刑法（明治40年法律第45号）第161条第1項の偽造私文書行使罪に当たる。

エ 健康料理教室の経費について

本件実績報告書によれば、健康料理教室（4回分）の経費に本件補助金を充当しているが、参加者は延べ120人で、補助対象者2,160人を対象とした敬老事業であるのか、といった疑問があり、その経費が補助対象経費に当たるとは考えられない。

オ グラウンド・ゴルフセットの購入費について

本件実績報告書によれば、グラウンド・ゴルフセットの購入費の一部に本件補助金を充当しているが、このことは、本件補助金の交付目的を逸脱しており、「敬老のつどい」行事に参加できない補助対象者を無視している。

また、一身田地区社協は、年49回のグラウンド・ゴルフを開催し、1,000人が参加しているが、その経費は、共同募金配分金、地区社協運営助成事業及び地域福祉資金に係る事業の中でも支出しているため、グラウンド・ゴルフセット購入費に本件補助金を充当することは不可解であつて、本件補助金交付要綱に定める交付対象経費の事業運営費には当たらない。

(2) 求める措置の内容

監査委員は、本件補助金を交付した「責任職員」を特定するとともに、違法な公金の支出によって市が被った損害の相当額172万8,000円について、当該責任職員及び市長である者に、連帯してこれを補填させるよう、市長に対し、所要の措置を講じることを勧告せよ。

さらに、一身田地区社協が本件実績報告書を偽造して提出していた場合は、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第239条第2項に基づき、公務員として告発せよ。

第2 監査の実施

1 監査の対象事項

本件監査請求の監査の対象事項について、本件補助金の額を確定した行為に、違法な事実があるのか否か、とした。

2 監査の手続

本件監査請求の監査の手続について、健康福祉部高齢福祉課の関係職員の説明及び関係諸帳簿の提出を求めた。

また、本件監査請求の関係人として、一身田地区社協の関係者に事実関係の説明及び関係諸帳簿の提出を求めた。

第3 監査の結果

1 確認した事実の概要

本件監査請求について、確認した事実の概要は、次のとおりである。

(1) 本件補助金の交付に係る事実の概要

健康福祉部の部次長（以下「部次長」という。）は、平成21年7月29日付けで、本件補助金に係る平成21年度津市敬老事業補助金交付申請書（以下「本件交付申請書」という。内容について表1参照）について、交付決定（以下「本件交付決定」という。）することを決裁し、高齢福祉課の課長は、同年8月4日付けで、本件補助金172万8,000円の支出命令書（概算払）を決裁し、本件補助金は、同月13日に支出された。

【表 1】本件交付申請書の内容（要旨）

（単位：円）

事業計画概要及び収支予算書				
事業計画概要	1 敬老のつどい 平成 21 年 9 月 20 日開催			
	2 敬老事業 地域高齢者の親睦と憩いの場の提供			
	3 敬老長寿・健康事業			
	(1) 長寿食ブックの配布 (2) 健康増進料理教室の開催			
収 入 の 部		支 出 の 部		
項 目	金 額	項 目	金 額	市費充当額
市 補 助 金	1,728,000	記念品代	590,000	590,000
参加者負担金	75,000	会場費	80,000	80,000
		会場設営費	100,000	100,000
		事務費	98,000	98,000
		雑費	45,000	45,000
		長寿食ブック	660,000	660,000
		健康料理教室	230,000	155,000
合 計	1,803,000	合 計	1,803,000	1,728,000

高齢福祉課の担当職員は、平成 22 年 1 月 12 日付けで本件実績報告書（内容について表 2 参照）の提出を受け、同月 13 日付けで本件補助金の額を 172 万 8,000 円に確定（以下「本件交付確定」という。）することを起案。部次長は、同月 21 日付けでこれを決裁し、同日付けで、補助金等交付確定通知書が一身田地区社協に通知された。

【表 2】 本件実績報告書の内容（要旨）

（単位：円）

事業成果及び収支決算書					
事業 成 果	1 敬老のつどい 平成 21 年 9 月 20 日開催 参加者：250 名				
	2 敬老長寿・健康事業 (1)長寿食ブック 2,200 冊・長寿の秘訣 1,500 冊の配布 (2)グラウンド・ゴルフの開催				
	3 健康料理講習会の開催（4 回で参加者延べ 120 名）				
収 入 の 部			支 出 の 部		
項 目	金 額	項 目	金 額	市費充当額	
市 補 助 金	1,728,000	敬老のつどい	725,674	725,674	
参加者負担金	57,000	長寿食ブック	308,700	308,700	
地区社協支出金	16,815	長寿の秘訣	352,800	352,800	
		健康料理教室	177,241	177,241	
		グラウンドゴルフセット	237,400	163,585	
合 計	1,801,815	合 計	1,801,815	1,728,000	

（2） 本件補助金の充当に係る事実の概要

本件補助金の充当に係る事実関係を把握するため、法第 199 条第 8 項の規定に基づき、一身田地区社協の関係者に説明を求めるとともに、その保有する本件補助金に係る会計諸帳簿、証書類等の提出を求め、本件実績報告書の内容と照合したところ、次のとおりであった。

ア 「敬老のつどい」の経費の金額及び市費充当額について

本件実績報告書に「敬老のつどい」の経費の総額として記載された金額は 72 万 5,674 円で、その全額に市費を充当したと記載されていたが、当該金額は、一身田地区社協の「平成 21 年度敬老のつどい収支決算書」に記載された支出額の総額 54 万 3,706 円より約 18 万円多かったことから、一身田地区社協の関係者にその説明を求めた。

同関係者の説明によると、「敬老のつどい」の経費に係る当初の予算で芸能大会参加者への報酬 18 万円の支払いを見込んだものの、支払う必要がなくなり、このことで本件補助金が減額されると敬老事業の財源が不足することを懸念した一身田地区社協の会長（当時。以下「前会長」という。）が、本件実績報告書の当該金額には、当初の予

算どおり当該報酬額を含め、72万5,674円と記載するよう経理担当者に指示し、経理担当者はその指示に従った、ということであった。

イ 冊子の購入数量について

本件実績報告書の事業成果には、長寿食ブックを2,200冊、長寿の秘訣を1,500冊、それぞれ配布したことが記載されているが、これらの冊子の購入数量、購入費を伝票、証書類で確認したところ、長寿食ブックの購入数量は1,000冊で、事業成果に記載された配布数量より1,200冊少なく、長寿の秘訣の購入数量は1,500冊で、事業成果に記載された配布数量と一致した。

そこで、長寿食ブックの購入数量が本件実績報告書の事業成果に記載された配布数量の半分以下であったことについて、一身田地区社協の関係者に説明を求めたところ、事業成果に記載した「2,200冊」は誤って記載したもので、なぜそのように記載したのかは記憶にない、との説明があった。これらの冊子の配布実績について、記録した資料はなく、同関係者の記憶によると、次のとおりであった。

まず、長寿食ブックについては、一身田地区内の老人クラブに700冊、婦人会に200冊を配布し、残余した100冊は、平成22年度の「敬老のつどい」の参加者に配布した、との説明があった。

次に、長寿の秘訣については、老人クラブ及び婦人会に合計で900冊を配布したほか、民生委員、児童委員に合計で25冊、一身田地区自治会連合会（以下「自治会連合会」という。）に30冊を配布し、残余した545冊は、平成22年度の「敬老のつどい」の参加者に配布した結果、150冊が残余した、との説明があった。

なお、長寿食ブックの購入費について、支払った金額は30万8,700円で、本件実績報告書に購入費として記載された金額と同額であった。

ウ 健康料理教室の経費の金額及び市費充当額について

本件実績報告書に健康料理教室（実際の名称は「健康増進料理講習会」といい、便宜上これを「健康料理教室」という。）4回分の経費の総額として記載された金額は17万7,241円で、その全額に市費を充当したと記載されていたが、健康料理教室の経費に係る伝票、証書類を確認したところ、その経費の総額は15万9,486円（一

身田地区社協が本件交付申請書に係る経費に含めなかった5回目分の経費を除く。)であり、本件実績報告書の当該金額は、これより1万7,755円多い金額が記載されていたことになる。

また、市費充当額については、一身田地区社協は、健康料理教室の材料費の実費弁償相当額として1人当たり500円の負担金(4回分の総額5万7,000円)を参加者から徴収しており、当該負担金収入は、本件実績報告書に記載されていたものの、健康料理教室の経費に充当していなかった。事実上の経費の総額15万9,486円に当該負担金収入5万7,000円を充ててなお不足する額は10万2,486円となり、本件実績報告書に記載された市費充当額17万7,241円は、これより7万4,755円多い金額が記載されていたことになる。

エ グラウンド・ゴルフに係る充当経費について

本件実績報告書の事業成果には、「町民グラウンドゴルフを盛大に実施」と記載され、収支決算書には、グラウンド・ゴルフセットの購入費(23万7,400円)に本件補助金のうち16万3,585円を充当したと記載されていたが、本件交付申請書には、グラウンド・ゴルフ大会を敬老事業として実施することの記載はなく、補助金交付規則第5条第2項に定める補助事業の内容変更の承認を受けた事実もなかった。

2 結論

監査の結果、本件補助金(172万8,000円)のうち、57万9,362円に相当する額(充当経費ごとの金額は次の各号に記載したとおりである。)に係る本件交付確定については、正当と認めることはできず、よって、市長が当該相当額の返還を求めるための措置を講じていないことは、違法に公金の徴収を怠る事実にあたるのであって、その限りにおいて、請求人の主張は理由があるものと認めた。

なお、請求人は、一身田地区社協の関係者が本件実績報告書を偽造して提出していた場合は、刑事訴訟法第239条第2項に基づき、公務員として告発することを監査委員に求めているが、監査請求で求め得る措置に該当しないものと判断したことを申し添える。

(1)「敬老のつどい」に係る充当経費について

- 72万5,674円のうち、18万1,968円に相当する額
- (2) 冊子の配布に係る充当経費について
66万1,500円のうち、15万9,054円に相当する額
- (3) 健康料理教室に係る充当経費について
17万7,241円のうち、7万4,755円に相当する額
- (4) グラウンド・ゴルフに係る充当経費について
16万3,585円の全額に相当する額

3 結論に至った理由

上記の結論（本文の部分に限る。）に至った理由は、次のとおりである。

(1) 津市敬老事業補助金の目的、趣旨等について

請求人の主張に理由があるか否かの判断に当たり、まず、津市敬老事業補助金の目的、趣旨及び敬老事業の内容について見ることにする。

津市第5次高齢者福祉計画・第4期介護保険事業計画（計画期間：平成21年度～平成23年度）において、高齢者の多様な生きがい活動への支援施策として、高齢者の健康づくりや生きがいの創出、地域社会との交流を深めるための老人クラブに対する助成事業のほか、敬老の日を中心に高齢者を招待して行う芸能大会やスポーツ大会等といった敬老事業の支援を行っていくことなどが示されている。

そして、本件補助金交付要綱において、津市敬老事業補助金の交付目的を「地域単位にて長寿をお祝いする行事等に対し、支援することにより地域福祉の向上を図る」と定めており、その趣旨は、交付対象者である地区社会福祉協議会が、当該地区に住む70歳以上の高齢者を対象に実施する敬老事業を財政的に支援するものであると解される。

敬老事業の具体的な内容については、高齢福祉課の課長は「いわゆる敬老会にこだわらず、介護予防のための社会参加や、生きがい、健康づくりに寄与する様々な催し物」が該当すると説明しているが、平成21年6月15日付けで部次長が決裁した平成21年度津市敬老事業補助金に係る「各地区社会福祉協議会の敬老事業への補助について」と題する説明資料（以下「本件補助金説明資料」という。）によると、行事を行う場合は「ホールや広場等に、集合して行うもの」とし、その実施時期は「敬老の日を中心とした9月の実施を原則」とすることなどを説明している。

本件補助金交付要綱、本件補助金説明資料の内容をはじめ、高齢者の健康づくり、生きがいの創出等の支援事業として、別に老人クラブへの助成制度を設けていることを考慮すると、敬老事業としては様々な内容が想定されるものの、その趣旨において、70歳以上の高齢者の長寿を敬い、お祝いする事業でなければならないと解するのが相当である。

(2) 本件補助金について

津市敬老事業補助金の目的、趣旨及び敬老事業の内容を踏まえ、本件補助金について判断すると、次のとおりである。

ア 「敬老のつどい」に係る充当経費について

(ア) 不正手段による本件補助金の受領について

確認した事実の概要で示したように、一身田地区社協の関係者の説明によれば、本件実績報告書に記載した「敬老のつどい」の経費の金額及び市費充当額「725,674」円は、敬老事業の経費として支払っていない約18万円を含め、不正に記載したものであり、その結果、一身田地区社協は、本件補助金172万8,000円を受領した、という事実がこの監査で明らかになった。

このことは、請求人の主張事実にはないが、監査の結果に影響を及ぼす事実であるため、次のとおり判断する。

上記の事実関係に基づき、当該不正事実と因果関係のある本件補助金の受領額を検討すると、「平成21年度敬老のつどい収支決算書」に記載された支出額の総額は54万3,706円で、伝票、証書類で確認した支出額の総額(54万8,756円)と若干相違するものの、当該記載金額は「平成22年度一身田地区社会福祉協議会総会資料」につづられた「参考資料 議案第2号 平成21年度収支決算書」の内訳に記載された「敬老のつどい」の事業費と同額であることから、当該記載金額が本件補助金の市費充当額として正当に交付を受け得る金額であったと解され、不正に記載した市費充当額により受領した本件補助金72万5,674円は、当該記載金額54万3,706円を18万1,968円相当超過していることから、その超過額が、当該不正事実と因果関係のある本件補助金の受領額に当たると解するのが相当である。

したがって、当該不正事実を前提とした本件交付確定は、当該不正受領額(18万1,968円)について、その成立に瑕疵があり、

正当であるとは認められず、補助金交付規則第15条第1項第1号に定める取消事由に相当すると解されるのであって、また、当該不正事実、一身田地区社協の諸帳簿を見れば、容易に発見できたのであり、高齢福祉課の担当主幹及び課長並びに部次長は、本件交付確定に当たって、補助金交付規則第13条の定めるところにより、適正に調査したものとは認められない。

(イ) 請求人の主張事実について

次に、請求人の主張事実について、次のとおり判断する。

請求人は、「敬老のつどい」が「趣味の同好会」である疑いがあることや、その参加者数が250人であり、補助対象者数に比べ著しく少ないことを理由に、「敬老のつどい」の経費に本件補助金を充当したことは、違法な公金の支出に当たると主張する。

そこで、まず、「敬老のつどい」が「趣味の同好会」であったのか否かについて見ると、一身田地区社協が作成した「敬老のつどい」の開催を案内する印刷物には、補助対象者にその参加を呼び掛ける内容であったことが認められ、また、その配布について、一身田地区社協の関係者の説明によれば、特定の者を対象に配布したのではなく、同地区内の全戸を対象に配布しており、その印刷部数（5,400部）を見ても説明に不合理な点はないのであって、「敬老のつどい」の趣旨が、「趣味の同好会」であったと認めるに足る事実は見当たらない。

次に、「敬老のつどい」の参加者数が補助対象者数に比べ著しく少なかったことに関する請求人の主張について、本件補助金説明資料によると、敬老事業の行事を行う場合の補助金額は、補助対象者数に800円を乗じて得た額が上限額となること、敬老事業の内容としては様々な行事を想定しているものであって、補助対象者における本件補助金の利益の享受は、「敬老のつどい」以外の行事に参加することなどによっても可能であり、「敬老のつどい」の参加者数のみをもって、本件補助金を評価することは適当ではない。

確かに、2,160人もの補助対象者を抱える中で、敬老事業の主要行事である「敬老のつどい」を1つの会場で開催することは、無理があるのであって、補助対象者の長寿を祝う敬老事業の趣旨をかんがみると、その実施方法を見直すことが望ましいのではないか、

といった疑問はある。

さらに、市の補助の在り方について、補助対象者数に800円（記念品のみを配布する場合においては、300円）を乗じて得た額を上限額として補助金を交付することが、敬老事業の実態を踏まえた合理的な交付方法といえるのか、といった疑問もある。

しかしながら、これらの疑問があるとしても、先に述べたように、「敬老のつどい」の参加者数のみをもって、本件補助金を評価することは適当ではないのであって、その参加者数が250人であったことを理由に本件補助金の全額が違法な公金の支出に当たる、という請求人の主張は、法律上の論拠を欠くものとして、これを認めることはできない。

イ 冊子の配布に係る充当経費について

請求人は、長寿食ブックは1,000冊程度しか購入できないはずであり、長寿の秘訣にあっては、補助対象者全員に配布できる購入数量ではないため、これらの冊子がどのように処理されたのか明らかにすべきであると主張するとともに、それらの購入費に充てた本件補助金は、その交付目的に合致しないことなどを主張している。

そこで、まず、これらの冊子の配布実績について見ると、確認した事実の概要で示したとおり、長寿食ブックの購入数量は1,000冊で、本件実績報告書の事業成果に記載された配布数量より1,200冊少なく、長寿の秘訣の購入数量は1,500冊で、事業成果に記載された配布数量と一致したものの、一身田地区社協の関係者の説明によれば、長寿食ブックについては、老人クラブ等関係団体に900冊を配布し、残余した100冊は、平成22年度の「敬老のつどい」の参加者に配布する一方、長寿の秘訣については、関係団体に955冊を配布し、残余した545冊は、平成22年度の「敬老のつどい」の参加者に配布しており、その結果150冊が残余した、ということである。

以上の事実関係から判断すると、関係団体への冊子の配布が、補助対象者の長寿を敬い、お祝いするために配布されたものとは認め難く、本件補助金説明資料に例示される「記念品配布」などの敬老事業に該当するかについては、疑問を持たざるを得ないものであるが、一身田地区社協の関係者の説明など総合的に考慮すると、これらの冊子の配

布事業の趣旨は、同地区内の高齢者が健康に長寿生活を送れるための情報を提供しようとするものであると解され、その配布の対象とした関係団体の会員の多くは補助対象者であることが推認できるのであって、敬老事業の趣旨に照らし、看過できない著しい不合理が存在するとまではいえず、また、無益な補助であったと断定することもできない。ただし、本件実績報告書の事業成果に記載された配布数量が、実際の配布数量と大きく異なる点については、看過できない事情であることから、次にこの点について判断する。

本件交付申請書の事業計画概要には、「地域高齢者の方々に『健康長寿食の作り方ブック』を配布する」と記載されており、収支予算書には、2,200冊の購入費相当額66万円を計上していたことから、これらの冊子の配布事業は、2,160人の補助対象者を中心に長寿食ブックを配布する趣旨であったと理解できるのであって、本件交付決定の内容は、その趣旨を踏まえたものであると解するのが相当である。

そして、本件実績報告書の事業成果には、『健康長寿食の作り方ブック』2,200冊・『健康長寿の秘訣』1,500冊を配布したところ、健康作りに多いに役立と喜んでいただいた」（原文のまま）と記載されており、部次長は、この記載内容によって、本件交付決定の内容に適合しているものと認め、本件交付確定を決裁したものと考えられる。

ところが、これらの冊子の配布実績は、上記に示したとおり、一身田地区社協の関係者の説明によれば、平成21年度の敬老事業における冊子の配布対象者の実人数は、補助対象者数の半数にも及ばず、配布数量にあつては、事業成果に記載された配布数量の半分程度であったということのほか、購入した冊子の26パーセント相当に当たる約650冊が配布されないまま、平成22年度の敬老事業で使用されたということである。

これらの事実関係について、本件補助金が補助対象者数に一定額を乗じて算定されていることをかんがみると、本件交付決定の内容に係る変更承認が必要でない程度に軽微な変更事由であったとはいえず、本件交付確定に影響を及ぼしたと解するのが相当である。

そして、補助事業における事業実績報告書の事業成果は、補助事業

の遂行により達成された結果を記載するものであって、その内容によって市の履行すべき補助金交付債務が最終的に確定される、といった重要な意義を有するものであるが、関係団体への冊子の配布については、先に判断したとおり、看過できない著しい不合理が存在するとまではいえないものの、平成21年度の敬老事業において使用されなかった冊子については、不実の記載であり、これを看過することはできないのである。

したがって、当該市費充当額に係る本件交付確定は、平成21年度の敬老事業で使用されなかった冊子の購入費相当額15万9,054円（長寿食ブック100冊分の購入費相当額3万870円及び長寿の秘訣545冊分の購入費相当額12万8,184円の合計額）について、本件交付決定の内容に適合しない瑕疵があり、正当であるとは認められず、補助金交付規則第15条第1項第4号に定める取消事由に相当すると解されるとともに、長寿食ブックの配布数量の矛盾は、一身田地区社協の諸帳簿を見れば、容易に発見できたのであって、高齢福祉課の担当主幹及び課長並びに部次長は、本件交付確定に当たって、補助金交付規則第13条の定めるところにより、適正に調査したものと認められない。

以上判断した限りにおいて、請求人の主張は理由があるものと認めることができる。

ウ 健康料理教室に係る充当経費について

請求人は、健康料理教室の経費に本件補助金を充当したことについて、参加者は延べ120人であり、補助対象者2,160人を対象とした敬老事業であるのか、といった疑問を呈し、その経費が補助対象経費に当たるとは考えられない、と主張している。

そこで、まず、この点について判断する。

本件実績報告書の事業成果によれば、健康料理教室は、毎回30人、4回で延べ120人が参加し、高齢者のための健康食を作ったことが記載されているが、その実施時期は、第1回目が平成21年6月、第2回目が同年7月、第3回目が同年10月、第4回目が同年11月に実施しており、本件補助金説明資料で示された「敬老の日を中心とした9月の実施を原則」とする事業実施時期の趣旨に適っていない。

また、本件実績報告書に添付された「第1回健康増進料理講習会」

と題する資料の内容、自治会連合会が平成21年6月25日付けで発行した「自治会だより」(第4号)における「食生活の改善で健康増進」と題された記事の内容を見ると、健康料理教室が、補助対象者の長寿を敬い、お祝いする趣旨で実施したものであると認めるに足る内容は見当たらない。

さらに、一身田地区社協の関係者の説明によると、健康料理教室の参加者の募集方法は、同地区内の関係団体に参加人数を割り当てる方法であって、特に「敬老」に配慮したという事実は見当たらないため、敬老事業に該当するかについては、疑問を持たざるを得ない。

しかしながら、一身田地区社協の関係者の説明など総合的に考慮すると、健康料理教室の趣旨は、同地区内の高齢者が健康に長寿生活を送れるよう支援するものであると解され、補助対象者の参加率は約86パーセント(参加者名簿から算出)で、参加者の多くが補助対象者であり、敬老事業の趣旨に照らし、看過できない著しい不合理が存在するとまではいえず、また、無益な補助であったと断定することもできない。請求人は、補助対象者数に比べ参加人数が少ないことを違法理由として主張するが、敬老事業としての事業実施時期に疑問はあるものの、健康料理教室を円滑に実施する上で、一定の開催数と定員を設けることは、合理性を欠くものとはいえないものである。

以上のことから、健康料理教室の経費に充当した本件補助金について、他に考慮すべき特段の事情に係るものを除き、違法と断じる程度にその公益上の必要性を否定しなければならない事実はないと解するのが相当である。

次に、考慮すべき特段の事情について見ると、本件実績報告書に記載された健康料理教室の経費の総額は17万7,241円で、その全額に市費を充当したと記載されていたが、確認した事実の概要で示したとおり、その経費の総額は15万9,486円であり、当該市費充当額は、これより1万7,755円多い金額を記載していたことになる。

さらに、一身田地区社協は、健康料理教室の参加者1人につき500円を徴収しており、本件交付申請書の収支予算書によれば、当該負担金収入は、健康料理教室の経費に充てるものとして、本件交付決定を受けたものと解されるが、本件実績報告書の収支決算書では、これ

を充てることなく当該経費の全額に本件補助金を充当していた。

以上の事実関係からすれば、健康料理教室（４回分）の経費の総額１５万９，４８６円に参加者負担金収入５万７，０００円を充ててなお不足する額１０万２，４８６円が正当に交付を受け得る市費充当額であって、これを７万４，７５５円相当超過した市費充当額に係る本件交付確定は、当該超過額について、その成立に瑕疵があり、正当であるとは認められず、補助金交付規則第１５条第１項第４号に定める取消事由に相当すると解されるとともに、上記の事実は、本件実績報告書の収支決算書、一身田地区社協の諸帳簿を見れば、容易に発見できたのであり、高齢福祉課の担当主幹及び課長並びに部次長は、本件交付確定に当たって、補助金交付規則第１３条の定めるところにより、適正に調査したものとは認められない。

以上判断した限りにおいて、請求人の主張は理由があるものと認めることができる。

エ グラウンド・ゴルフに係る充当経費について

グラウンド・ゴルフセットの購入費（２３万７，４００円）に本件補助金のうち１６万３，５８５円を充当したことについて、本件交付申請書には、グラウンド・ゴルフを敬老事業として実施することの記載がなかったにもかかわらず、部次長は「事業内容を確認したところ、適合すると思われます」と起案された本件交付確定を決裁した。

このことは、請求人の主張事実にはないが、監査の結果に影響を及ぼす事実であるため、次のとおり判断する。

補助金交付規則第９条は、補助事業者は、補助金交付の決定の内容等に従って、誠実に補助事業を遂行し、補助金を他の用途に使用してはならないことなどを定める一方、補助金交付規則第１３条は、市長は、補助事業の成果が、補助金交付の決定の内容等に適合するか否かを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定しなければならないと定めており、同条が定める補助金交付の決定の内容との適合性は、完全一致を要求しているものではないものの、本件のように、補助金交付の決定の内容にない事業がその実績報告書の内容にある場合においては、当該補助事業の趣旨及び目的に照らし、補助事業の内容変更の承認の必要性の是非を判断すべきであると解するのが相当である。

しかしながら、本件交付確定の起案文書の内容及び高齢福祉課の課長の説明によれば、同課の担当主幹及び課長並びに部次長が、本件交付確定に当たって、グラウンド・ゴルフに係る本件交付決定の内容との適合性について調査した事実は認められず、結局のところ、当該備品購入費については、本件補助金に係る一連の財務会計行為において、敬老事業としての補助の公益上の必要性（法第232条の2）といった実体要件の存否の審査が行われていないということになる。

グラウンド・ゴルフ大会については、平成21年11月1日に実施しており、本件補助金説明資料で示された事業実施時期の趣旨に合わないほか、本件実績報告書に添付された「町民グランドゴルフ大会盛大に開催される」と題する資料の内容、自治会連合会が平成22年1月10日付けで発行した「自治会だより」（第6号）における「恒例のグランドゴルフ大会」と題された記事の内容を見ると、同大会が、補助対象者の長寿を敬い、お祝いする趣旨で実施したものであると認めるに足る内容は見当たらない。

また、「平成22年度一身田地区社会福祉協議会総会資料」につづられた「参考資料 議案第2号 平成21年度収支決算書」の事業費の内訳を見ると、グラウンド・ゴルフ大会は「いきいき健康づくり」として位置付けられており、一身田地区社協の関係者の説明によれば、参加者の募集方法は、同地区内の関係団体に参加人数を割り当てる方法であって、特に「敬老」に配慮したという事実はなく、補助対象者の参加率は約33パーセント（順位計算表から算出）で、参加者の半数にも及ばない状況であった。

これらの事実関係を考慮すると、グラウンド・ゴルフ大会が敬老事業に該当するかについては疑問を持たざるを得ず、本件交付確定に当たっては、同大会が本件交付決定の内容に適合するか否かを調査し、敬老事業としての補助の実体要件の存否を審査の上、判断すべきであったが、そのような事実がないことは上記に示したとおりである。

以上のことから、当該市費充当額（16万3,585円）に係る本件交付確定は、本件交付決定の内容に適合しない瑕疵があることはいうに及ばず、補助の実体要件審査の前提を欠くという瑕疵があり、正当であるとは認められないのであって、請求人の主張については、判断するまでもなく、補助金交付規則第15条第1項第2号に定める取

消事由に相当するものである。

第4 勧告

監査の結果で示したとおり、本件監査請求の一部に理由があると認めたので、市長は、監査の結果において正当と認めなかった本件補助金相当額57万9,362円について、この通知があったときから14日以内に、本件交付確定（正当な部分を除く。）を取消し、及びその取消しに係る本件交付決定を補助金交付規則第15条第1項第1号、第2号及び第4号の規定に基づき取消し、速やかに、一身田地区社協に対し、その取消しに係る本件補助金相当額について、期限を定めて、その受領の日から納付の日までの日数に応じ、法定利率（民法（明治29年法律第89号）第404条）による利息を付して、これを返還することを請求するための所要の措置を講じるよう、法第242条第4項後段の規定に基づき、勧告する。

なお、補助金交付規則第15条第2項で準用する第8条第3項の規定に基づき補助金等交付決定取消通知書（第5号様式）を通知するに当たって、当該様式に教示している異議申立て及び処分取消しの訴えは、市の補助金の交付が公権力の行使に当たるとはいえず、いずれもこれを行うことはできないのであって、教示を削除すべきであり、補助金交付規則第16条の規定に基づく補助金等返還命令書（第9号様式）についても同様であるため、念のため申し添える。

第5 意見

本件監査請求の監査において、一身田地区社協の関係者による補助金の不正受領といった事実が明らかとなり、その行為に対しては、遺憾であると言わざるを得ないものであるが、他方、高齢福祉課の関係職員が本件補助金の審査に当たって、十分な注意義務を果たしていれば、容易に見抜けたはずであり、これを見抜けなかったということは、補助金審査のずさんな実態を浮き彫りにしたといえる。

平成20年6月の水産業振興補助金に係る不正受領問題は記憶に新しく、政策財務部長らは、その問題を契機に補助金交付事務等の適正化について、全職

員に周知徹底したのであるが、今回の補助金不正受領を防げなかったことは、その教訓が生かされなかったということであり、市の補助金行政に対し、市民が不信感を抱くことは想像に難くない。

さらに、本件監査請求は、一身田地区社協の敬老事業において、津市敬老事業補助金の趣旨及び目的に照らし、疑問を抱かざるを得ない点が少なくないことも浮き彫りにした。具体的な疑問点は監査の結果でも述べているが、一身田地区社協には平成22年度においても津市敬老事業補助金を交付していることから、高齢福祉課の関係職員は、当該補助金を使用した敬老事業が、その趣旨及び目的に適うものであるのか否か、補助金交付規則第10条の定めるところにより、その状況報告を求め、敬老事業の実態を把握・検証し、問題があれば、速やかに補助金交付規則第11条に基づく指示を行うなど、所要の改善策を講じることが肝要である。

補助金行政に携わるものは、補助金が税金等の貴重な財源で賄われるものであることを特に留意し、補助金が法令及び予算の定めるところに従って公正かつ効率的に使用されることに努めなければならない責務があることはいうまでもなく、市長は、あらためて職員に対し、その責務を果たすよう指導徹底し、市の補助金行政の信頼を損なうことのないよう、切に希望して、本監査の結びとする。

以上

津市監査委員告示第9号

平成22年10月12日に提出された「住民監査請求書」の監査の結果、監査委員が行った勧告に対する市長が講じた措置の内容について、同年12月14日付けで下記のとおり請求人に通知したので、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第9項後段の規定に基づき、公表する。

平成22年12月15日

津市監査委員	渡	邊	昇
津市監査委員	駒	田	修一
津市監査委員	杉	谷	育生
津市監査委員	岡		幸男

記

1 監査の結果及び勧告の内容（要旨）

（1）住民監査請求の内容

市は、一身田地区社会福祉協議会（以下「一身田地区社協」という。）に平成21年度津市敬老事業補助金（以下「本件補助金」という。）172万8,000円を支出したが、本件補助金は、問題があるにもかかわらず、津市補助金等交付規則（平成18年津市規則第44号）第13条に定める調査等を行うことなく、本件補助金の額を確定したことは、同規則等諸法規を逸脱した違法な公金の支出に当たる。

監査委員は、本件補助金を交付した「責任職員」を特定するとともに、違法な公金の支出によって市が被った損害の相当額172万8,000円について、当該責任職員及び市長である者に、連帯してこれを補填させるよう、市長に対し、所要の措置を講じることを勧告せよ。

（2）監査の結果の内容

監査の結果、本件補助金（172万8,000円）のうち、57万9,362円に相当する額に係る本件交付確定については、正当と認めることはできず、よって、市長が当該相当額の返還を求めるための措置を講じていないことは、違法に公金の徴収を怠る事実にあたるのであって、その限りにおいて、請求人の主張は理由があるものと認めた。

（3）勧告の内容（要旨）

ア 勧告で示した期間

監査の結果通知（平成２２年１２月１日付け津市監第４０５号津市監査委員通知）があったときから１４日以内

イ 勧告の内容

市長は、監査の結果において正当と認めなかった本件補助金相当額５万９，３６２円について、本件交付決定を取消し、速やかに、一身田地区社協に対し、その取消しに係る本件補助金相当額について、期限を定めて、その受領の日から納付の日までの日数に応じ、利息を付して、これを返還することを請求するための所要の措置を講じるよう、法第２４２条第４項後段の規定に基づき、勧告する。

２ 措置の内容（要旨）

勧告について、平成２２年１２月１０日付けで、一身田地区社協に対し、（適正と認められない補助金相当額５万９，３６２円の交付決定を取消し、当該額の返還を命じた。ただし、利息を付すことについては、返還を求めた補助金相当額は、敬老事業としては適正と認められなかったものの、一身田地区社協における高齢者を対象とした健康事業などの経費に充てていたと認められることから、当該措置を講じないこととした。

以上